

改葬許可申請の流れ

(令和8年7月1日時点)

⚠️ まずは確認！

墓地掘り起し後の改葬申請はできませんので、ご注意ください。

1 移転先を決める

遺骨の移転先を決めて新しいお墓へ移す準備をします。

2 墓地使用許可証を受け取る

移転先が決まり、永代使用契約後に墓地管理者より「墓地使用許可証」を受け取ります。

3 受け入れ証明書を発行してもらう

移転先の墓地管理者より「受け入れ証明書」を発行してもらいます。受け入れ証明書により、お骨の移転先が決まったことの証明になります。

4 埋葬証明書を発行してもらう

今のお墓の管理者から「埋葬証明書」を発行してもらいます。

5 改葬許可申請書の提出をする。

申請書を生活環境課窓口にて、移転日の10日前までに提出してください。郵送でも受け付けていますので、返信用封筒(切手を貼付)をつけてお送りください。

☒ 揃っていますか？

- ☐ 改葬許可申請書(役場窓口または町ホームページからダウンロード)
- ☐ 受け入れ証明書
- ☐ 埋葬証明書
- ☐ 改葬される方の戸籍の写し(死亡日の分かる除籍謄本等)
- ☐ 申請者と改葬される方のつながりが分かる戸籍の写し
- ☐ 返信用封筒(切手の貼ってあるもの)

6 遺骨の引き取り

事前に日時を決め、今のお墓に改葬許可証を提示し、遺骨を引き取ります。

7 新しいお墓に納骨

日時を決め、新しいお墓に遺骨を納めます。改葬許可証は新しいお墓の管理者に提出します。

※ 石材店や墓地管理者によって手続きの細部が異なる場合があります。各関係者へ事前に問い合わせをすることをお勧めします。

※ 大多喜町で改葬の火葬をされる際は、火葬許可証と一緒に改葬許可証を無相苑にご提出ください。

〒298-0292
千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地
大多喜町役場 生活環境課 環境係
TEL:0470-62-5111
FAX:0470-82-4461

- △ お墓を掘り起こす前に申請を行ってください
- △ ご遺骨を取り出した後の申請は、原則受付できません

①

新しいお墓を決める

②

受け入れ先から証明書もらう
・ 受入証明書・墓地使用許可証

③

今のお墓から証明書もらう
・ 埋葬等証明書

④

戸籍の写しを用意する
・ 改葬される方の死亡日がわかるもの
・ 申請者と改葬される方の関係が分かるもの

⑤

生活環境課 環境係へ申請
※郵送希望の場合は返信用封筒を添付

⑥

改葬許可証の交付
※申請から1週間ほどかかります

⑦

ご遺骨の引き取り・納骨

※墓地によっては、②、③は有料の場合があります。

※戸籍には手数料がかかります。事前に金額が知りたい場合は、税務住民課 住民係(0470-82-2114)にご相談ください。